

軽自動車税の

コンビニ納付が始まります

Q & A

コンビニ納税に関する

- Q. 納めることができる町税の種類は？
- A. 軽自動車税の平成23年度課税分から対象です。
- Q. コンビニで納める際に、手数料はかかりますか？
- A. 手数料はかかりません。
- Q. コンビニで納税できる時間帯はいつですか？
- A. コンビニの営業時間なら、いつでも納付できます。
- Q. 町外のコンビニでも納税できますか？
- A. 納付書に記載されている店舗であれば、全国どのコンビニでも納付できます。
- Q. 納付書を紛失した場合は？
- A. 納付書を再発行しますが、その場合役場や金融機関窓口で納付となります。
- Q. 平成23年度以前の納付書でもコンビニで利用できますか？
- A. 利用できません。これまでどおり役場や金融機関窓口で納付願います。
- Q. 督促状が届きましたが、そののがきでコンビニで納められますか？
- A. 利用できません。これまでどおり役場や金融機関窓口で納付願います。
- Q. コンビニで納税できない場合はありますか？
- A. 次の納付書はコンビニで納付できません。
・税額を訂正したもの。
・バーコードの表示がないもの。
- Q. 車検用納税証明書がすぐにほしい場合は？
- A. 車検用納税証明書は、納付書に添付されていますので、そのまま使用できます。

問 税務課
☎ 7216932

小野町では、これまで軽自動車税は、役場や金融機関などの窓口、または口座振替により納付していただいていたのですが、平成23年度課税分から曜日や時間に関係なく、コンビニエンスストア(以下コンビニ)でも納めることができるようになりました。

